

東京湾北部圏域流域治水協議会（仮称）の設立趣旨について

近年、全国各地で激甚な水害が頻発しており、さらに、今後、気候変動による降雨量の増大や水害の激甚化・頻発化が予想されている。

このような水害のリスクの増大に備えるために、河川管理者等が主体となって行う従来の治水対策に加え、流域のあらゆる関係者が協働し、流域全体で水害を軽減させる治水対策、「流域治水」への転換を進めることが必要である。

このため、千葉県の東京湾北部圏域において流域の関係者で構成される本協議会を設立し、地域の特性に応じた流域治水を計画的に推進するために協議・情報共有を行うとともに、早急に実施すべき流域治水の全体像を「流域治水プロジェクト」として示すことで、ハード・ソフト一体となった事前防災対策を加速していく。